

国の債権に係る情報の公表

国土交通省 (自動車安全特別会計保障勘定)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徵収官事務規程(昭和二十七年大藏省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数は

歳入金債権の年度末現在額の推移

※1. 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

2.「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第八号の規定により設置された自動車損害賠償保険事業特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則第二百二十九条第六項の規定により

自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本特別会計の本勘定に帰属した。